

「第6次新宮町総合計画（案）」 に対する意見募集の結果について

「第6次新宮町総合計画（案）」に対し、意見募集をした結果について、新宮町パブリックコメント手続き実施要綱（平成24年3月新宮町告示第20号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり公表します。ご協力に感謝申し上げます。

(1) 計画等の題名	第6次新宮町総合計画（案）
(2) 募集期間 （計画等の案の公表日）	令和2年9月15日～10月14日 （令和2年9月15日）
(3) 提出意見	別紙のとおり
(4) 提出意見を考慮した 結果及びその理由	別紙のとおり

問い合わせ先 新宮町政策経営課
TEL：092-962-0230（直）
FAX：092-962-2078

パブリックコメントで提出された意見及び意見に対する町の考え方

- 実施期間：令和2年9月15日（火）～10月14日（水）
- 意見及び提案者数：2名
- 意見及び提案件数：3件

○ 第6次総合計画（案）に関する意見・質問等

※ 寄せられたご意見についてはいただいた原文のまま掲載しています。

意見番号	項目	意見・提案の内容	意見等に対する本町の考え方
1	基本計画 主要施策5-3 「住民生活の保護」	<p>【現状】を読むと、消費者行政をご理解いただいていないと残念ながら思われます。そもそも主要施策5-3として「住民生活の保護」とありますが、「保護」という言葉に違和感を覚えます。平成12年に地方自治法改正で消費者の保護に関する事務を「自治事務」として位置付けられていますが、消費者政策の基礎となる法律である平成16年の消費者基本法では単なる「消費者保護」から「消費者の権利の尊重」「消費者の自立の支援」へと変わっています。</p> <p>また、特殊詐欺は警察案件です。</p> <p>【方向性】ですが、「消費生活相談業務の充実によって、社会情勢の変化などに起因する新たな消費者問題や法制度の改正に対応するとともに、より積極的な被害予防と自立した消費者の育成のため、若年層を含むあらゆる年代に向けた消費者教育の機会を提供していきます。」とありますが、短い文章に全部詰め込んだため、混乱しています。相談業務は経済的被害回復及び未然防止を図るために実施しており、相談員はその目的を達成できるよう法改正の知識など常にレベルアップがもとめられます。よって、相談業務の充実によっては、法改正に対応はしません。</p> <p>新宮町の場合、消費生活相談窓口を単独で設け、相談員を配置していますが、消費者被害の被害回復・未然防止のための助言や斡旋、および消費者教育の担い手として、責を果たしていますか。年報などの公表をお願いします。</p> <p>また、相談業務の広域連携の検討はされないのでしょうか。週2回開設で3万人規模では、中途半端で、相談員のスキルもアップしない（被害回復につながらない）、相談もしにくいと危惧します。</p> <p>消費者教育の推進はお願いいたします。</p> <p>【具体施策】の「①成人年齢引き下げに伴う消費者トラブルの増加を防止するため、高校生や大学生への消費者教育を推進します。」ですが、高校生や大学生の消費者教育は、福岡県がすでに約10年位前から実施しています。それを上回る教育を町が単独で実施するということでしょうか。</p> <p>県立高校は、県内すべての高校が講座を実施しますので（私立もすべてではないがかなり）、町としては、町立中学校で、あるいは中高校生の保護者向けの消費者教育が有効ではないでしょうか。</p>	<p>主要施策「住民生活の保護」は消費者問題のみを指しているのではなく、災害や感染症拡大など有事の際の緊急事態においても住民生活の安定を図るという思いを込めて、「保護」という言葉を使っています。</p> <p>消費生活相談業務につきましては、専門性が高いため公益社団法人全国消費生活相談員協会に業務委託しており、身近なトラブルから全国的な被害状況まで情報収集すると共に、消費者への情報提供、相談者への適切なアドバイス及び斡旋となるよう努めています。</p> <p>職員も常に相談員と連携して、発生したトラブルの解消やさらなる被害拡大につながらないように消費者教育の場を提供させていただいております。</p> <p>消費生活相談室の開設に関しましては、年間の相談事例や頻度などを考慮して、今後の開設日時の設定について検討していきます。</p> <p>年報に関しては、消費者庁が発行しているような冊子は作成しておりませんが、紙ベースの個別相談カルテ及びデータで管理しております。</p> <p>相談件数(電話及び来庁)は下記のとおりです。</p> <p>平成29年度：60件(年齢層60代18件、40代14件他)</p> <p>平成30年度：79件(年齢層60代20件、50代12件他)</p> <p>令和元年度：85件(年齢層20代16件、60代13件他)</p> <p>相談内容は、ネット及び一般販売による契約トラブル、新聞。賃貸物件の契約トラブルが多い傾向にあります。</p> <p>ご提案については、貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。</p>

意見番号	項目	意見・提案の内容	意見等に対する本町の考え方
2	基本計画 主要施策6-1 「農水産業の振興」	<p>環境保全や食育推進など、他部門との連携をお願いします。</p> <p>町の水産業の役割を維持し、発展させるためには、漁業関係者だけではなく、町民の理解と参画を促進することも重要とではないかと思われます。</p>	<p>各施策の内容や分野により、必要に応じて他部門との連携を図っていきます。</p> <p>また、水産業の課題については、島民の各団体に構成する相島活性化協議会でも常に協議を重ねており、今後も引き続きいけま売りや収穫祭など町民の皆様が広く参画でき、地産地消が促進されるような施策を実施していきたいと考えております。</p> <p>ご提案については、貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。</p>
3		<p>私共地域を貫通し「幹線道路」は1972年計画決定し、2002年開通された。</p> <p>年毎に通行車両が増加し、現在、「交通公害」の只中にある高級住宅地に化して住民困窮の日常へ陥った感であります。</p> <p>当時、20年、30年を見据えた状況と異なった時の補正する仕組を項目として新規に入れて欲しい。</p> <p>「検証」の表示ありますが過去の不具合等又は計画通りの有効性 e t c の検証が含まれているか不明ですので配慮いただきたい。</p> <p>特に、R537の交通公害発生中への対策し又は措置について行政のご理解賜わり只今、机上に乗せ検討されていますので、これを第6次総計に含みスムーズに進捗出来ないものかと思う次第です。</p> <p>『計画に沿って済んだ事、とか出来た物に、例え不都合があっても、困っている人一人いても知ったことではない』とは想えなくありませんが、現実、あってはいけなく、そう感じたり、現象表れたとき e t c 即座に修正、補正できる仕組あっても良いと考えます。</p> <p>誰にでも見通し誤ったり気付かなかったりは有るものです。</p> <p>大切なのは素直な心持でしょうか。</p>	<p>総合計画におきましては、補正する仕組として、5年間を計画期間といたします基本計画を策定することにより、5年ごとに見直すこととしております。また、年度ごとに事業等を検証する仕組として、PDCAサイクルを回すことができるよう目標管理や数値目標による進捗管理の方法を検討しております。</p> <p>ご提案については、貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p>